



様式第10号(第7条関係)

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

第 6 1 0 5 号

令 和 6 年 3 月 1 日

住 所 高松市一宮町1686番地6  
名 称 株式会社塵芥センター  
氏 名 代表取締役 溝淵 誉仁 様

東かがわ市長 上 村 一 郎



一般廃棄物収集運搬業を行うことを、下記の条件を付けて許可します。

記

許 可 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ)、木質系一般廃棄物(刈草、剪定くず等)及び動植物性残渣
収 集 区 域	東かがわ市全域
許 可 の 条 件	1 事業系一般廃棄物は、大内クリーンセンターへ搬入するか、香川県東部清掃施設組合の許可を得て、香川東部溶解クリーンセンターへ搬入すること。 2 刈草、剪定くず等の木質系一般廃棄物は、東かがわ市水主2100番地2の処理施設へ搬入することも許可する。 3 動植物性残渣は、高松市塩江町安原上1356番地の処理施設へ搬入することも許可する。